

第2節 目標達成のための取り組み

1.「平地林の荒廃を抑制する」ために

(1) 農とのつながりの再生

平地林の成立と維持は、落ち葉を用いた循環型農業と密接に関連している。そこで、下刈りや落ち葉掃きなどの障害となる倒木の撤去や、長期間管理を行っていなかった林の除間伐などにより循環型農業を支援し、くぬぎ山地区及び周辺地区における循環型農業の再生と振興を図る。

(2) 平地林管理の新たなしくみの構築

くぬぎ山地区は全体で約 152 ヘクタールと広大であり、全域で一律に、かつての農用林、薪炭林として再生を目指すのは労力、発生材の処理・活用などの面から課題が多い。一方、くぬぎ山地区は、都市近郊に位置し、平地林管理のための多くの市民参加が望める立地条件と、二次林特有の豊かな動植物相が残る自然的条件を備えている。そこで、農用林的な利用や、平地林の持つ環境機能の再生を目標として、ボランティア登録制度の導入や活動のコーディネートを行うしくみを構築し、多くの県民やNPOなどに管理活動への参加を求めていく。

(3) ゴミなどの不法投棄への対処

ゴミなどの不法投棄が発見されたときは迅速かつ適正に対処する。また、不法投棄対策を地元住民やNPOなどの協力を得て実施する。

(4) 平地林管理計画の策定

くぬぎ山地区の平地林は、下刈りや落ち葉掃きなどの林床管理や、萌芽更新などによって維持されてきた。管理はこれらの伝統的な平地林管理を基本とするが、実施可能な管理作業量が未知数であること、生物多様性の保全には多様な環境の創出が望まれること、アカマツの衰退が進んでいることなどの課題があり、土地所有者の意向や科学的知見、管理作業量などを勘案して、現実的な植生管理計画を策定する。

2.「平地林の改変を抑制する」ために

(1) 緑地保全制度の導入

平地林の改変を抑制し、持続性を確保するために緑地保全制度を導入する。

(2) 土地所有者が平地林を維持していけるしくみの構築

平地林所有者への税の優遇措置や平地林管理への支援など、土地所有者が平地林を維持していくことのできるしくみを構築する。

(3) トラスト等による平地林の保全

市民等が資金を出し合って土地を取得、管理するトラストによる平地林の保全を推進する。

3.「改変地を復元する」ために

(1) 非樹林地における植生復元

非樹林地に立地する改変地の施設等を移転誘導し、平地林を再生するために、都市公園制度を導入する。

(2) 施設移転跡地における自然再生

移転施設跡地を植生復元及び利活用を積極的に図る地区として、周辺環境と一体となった自然再生に努める。

4.「利活用を図る」ために

(1) 環境学習の場としての活用方式の検討

くぬぎ山地区は、平地林の自然や農業と平地林との関わり等について体験的に学ぶことができる場であることから、教育機関との連携を通じて環境学習の場としての活用方式を検討する。

(2) レクリエーション利用の方策に関する検討

くぬぎ山の自然に負荷を与えない範囲での、レクリエーション利用の方策について検討する。

(3) 森林資源の有効活用

萌芽更新などの管理によって大量の森林資源が発生する。平地林を継続的に管理していくためには、これらの有効利用を図っていくことが必要とされる。くぬぎ山地区を中心とした、森林資源の活用システムの構築を図る。

5.各目標共通の取り組み

(1)事前の生物調査とモニタリングの実施

自然の再生は、動植物を相手にしているため、結果が予測できない部分が残される。そのため、事業の実施にあたっては、事前に生物調査を実施する。また、定期的に動植物の状況を把握して、目標との誤差を修正しながら、維持管理を実施していく。

(2)動植物の保護

くぬぎ山地区に生息生育する動植物を保護するために、定期的な調査を実施する。また、必要に応じてこれらの種に適した環境を維持するための管理や、植物の盗掘防止対策などを実施する。

(3)情報発信

くぬぎ山地区に多くの人に興味・関心を持ってもらい、参加を促進するために、県民などへの情報発信の充実を図る。

(4)資金の確保

各事業実施者は、当該事業を円滑に進めるために必要な資金の確保に努める。